

岐阜清流中学校ほか22施設電気需給仕様書

1 概要

- (1) 件名 岐阜清流中学校ほか22施設で使用する電気
- (2) 供給場所及び供給建物 岐阜市長が指定する場所（別紙1のとおり）
- (3) 業種及び用途 学校

2 仕様

- (1) 供給電気方式等
 - ア 電気方式 交流3相3線式 予備線なし
 - イ 受電電圧（標準電圧） 6,000V
 - ウ 計量電圧（標準電圧） 6,000V
 - エ 標準周波数 60Hz
- (2) 予定契約電力、予定使用電力量等
 - ア 別紙2のとおり
- (3) 供給期間
平成30年6月の定例検針日から平成31年6月の定例検針日まで
- (4) 電力計の検針
 - ア 別紙1のとおり
 - イ 検針方法 自動検針装置付きは通信線設備を通じての自動検針、その他は検針員による。
- (5) 需給地点
各学校の構内引込第1柱上開閉器の電源側接続点
- (6) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ
- (7) 保安上の責任分界点
需給地点に同じ
- (8) 供給期間中の電力の契約に影響するような電気設備の変更予定なし
- (9) 耐雪用電力、自家発補給電力等の付帯契約なし
- (10) 太陽光発電設備の有無 別紙1のとおり

3 その他特記事項

- (1) 電気料金の計算方法
 - ア 1月（前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間）毎に算定する。
 - イ 毎月の電気料金＝基本料金＋電力量料金＋再生可能エネルギー発電促進賦課金（消費税及び地方消費税相当分を含む。）
 - ウ 基本料金＝基本料金契約単価×契約電力×（185%－力率）
 - エ 電力量料金＝電力量料金契約単価×使用電力量＋燃料費調整単価×使用電力量
 - オ 再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量
 - カ 力率は、その月の8時00分から22時00分までの時間における平均力率とする。
平均力率は、単位を%とし、小数点以下第1位を四捨五入する（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100%とする。）。
平均力率＝有効電力量／ $\sqrt{\{(有効電力量)^2+(無効電力量)^2\}} \times 100\%$
- (2) 料金等を計算する場合の単位及びその端数処理
 - ア 契約電力及び最大需要電力の単位は1キロワット（kW）とし、その端数は、小数点以下第1位を四捨五入する。
 - イ 使用電力量の単位は、1キロワット時（kWh）とし、その端数は、小数点以下第1位を四捨五入する。

- ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。したがって、各月の基本料金、電力量料金の合計金額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。ただし、計算途中の小計等には1円未満の端数を含むことができる。
 - エ 消費税額及び地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- (3) 電気料金の請求及び支払い
- ア 毎月の検針票、請求書は岐阜市教育委員会事務局教育政策課へ送付すること。
 - イ 料金の請求は、当該契約についてひとつにまとめる。請求の際には、請求書のほかに、学校毎の内訳（最大需要電力、契約電力、使用電力量、力率、料金等）を添付すること
- (4) 今回の契約を実行するため、設備改造等の費用が発生する場合は、受注者負担とする。
- (5) この仕様書に定めのない事項については、発注者受注者協議のうえ定めるものとする。